

# 契 約 書 案

本契約書は、 有限会社 ミカモフレテック (以下甲とする) の取り扱う四季成りイチゴ苗について、〇〇〇〇〇 (以下乙とする) との間に栽培契約を締結するものである。

- 第1条 本契約書に基づいて甲及び乙は下記の事項に同意し、かつ契約事項を遵守する義務を生ずるものである。
- 第2条 甲は乙が栽培を希望する品種苗を下記の条件で提供し、乙はこの種苗を使用しイチゴの生産を行うことができる。

品種名	種苗利用方法	種苗費	ロイヤリティー
サマールビー	自家採苗	30円/定植苗1株	販売額の3%
	栽培株苗代金	110円/1株	//

※ 但し上記の条件については甲乙協議し変更することができる。

※ 本年度の栽培株苗は 7.5cm ポット苗を供給

- 第3条 乙の、生産したイチゴは甲と協議し販売するものとする。又、出荷に際し使用する容器及び規格等も甲と協議の上決める。本件イチゴには、甲の定める商標及び生産者名を附して出荷するものとする。
- 第4条 甲が乙に対して提供する種苗の代金・支払方法、その他この契約書条件については、すべて甲の取引規定によるものとする。
- 第5条 乙が甲から提供を受けたイチゴの種苗は、乙組合員であるイチゴ生産者のイチゴ生産のみに使用するものとし、その他へ譲渡することは出来ない。育種材料とすることも一切禁止する。
- 第6条 甲は予告なしに乙の栽培地、栽培方法・出荷製品及び出荷に関する帳簿を調査することができ、乙はこれに協力するものとする。
- 第7条 乙がこの種苗栽培中に突然変異などで生じた変異個体については、すべて甲の所有に帰するものとし、乙は直ちに甲に連絡し甲の指示に従うものとする。
- 第8条 乙は、栽培面積増加を望む場合は、必ず甲への申請を必要とする。
- 第9条 乙は、本品種を紛失したりしないよう万全の努力をすること。万が一、事故が発生した場合直ちに甲に連絡すること。
- 第10条 乙は、このイチゴを栽培するものでイチゴ研究会を作りその中で、作型・出荷規格等の諸規定を作りこれを遵守する。

第11条 甲は乙が本契約を違反した時は本契約を解除することができる。この場合乙は、甲より提供された苗をすべて甲へ引き渡すものとする。  
有効期間が満了となり本契約が終結した時も、乙は甲より提供された種苗をすべて甲に引き渡すものとする。

(1) 乙がこの契約事項のいずれかに違反したときは、甲は乙に対して是正を勧告し勧告後10日以内に違反が是正されないときは、この契約を解除することができる。

(2) 前項により契約が解除されたときには、乙は種苗及びその成育もしくは派生したものの一切を、乙の費用負担により甲に返却するものとする。この場合、乙が支払った代金の返還はもちろん、その他に要した費用の償還を甲に対して請求することはできない。

第12条 乙がこの契約条項のいずれか1つにでも違反した場合には、前条によって契約の解除がなされると否とに関わらず甲は乙に対して、その損害を請求することができる。

第13条 本契約の有効期限はこの契約調印の日に開始し乙が種苗の植え付けを完了してから1年を経過した日に終了するものとする。ただし、契約書の条項甲乙の義務に関するものは、契約期間満了後もその効力を有するものとする。

第14条 甲は乙に提供した種苗に係る品質保障は何ら行わない。また乙の甲に対する損害賠償は苗代を上限とする。

第15条 本契約に定めない事項が発生したときは、速やかに双方誠意をもって協議協定する。

以上、本契約の成立を証するために本書2通を作成し、それぞれの署名（記名）捺印の上1通ずつ所持するものとする。

平成 年 月 日

甲

徳島県美馬市美馬町田辺78

有限会社 ミカモフレテック

取締役 田村 純二 印

乙

印